

# 第1章 計画の趣旨

## 1. 計画策定の背景

国の発表によると、平成28（2016）年10月1日現在における、全国の65歳以上の高齢者人口は3,459万人で、総人口に対する高齢化率は27.3%となっています。また、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計では、65歳以上の高齢者人口は今後も増加が見込まれ、20年後の平成48（2036）年には3,808万人に達する見通しで、高齢化率は33.3%となり、国民の3人に1人が65歳以上となると推測されています。

一方、登米市においては、年々人口が減少していく中で、65歳以上の高齢者人口は増加を続けており、このため、高齢化率は平成26年に29.4%だったものが、平成29年には32.0%となり、国を超える勢いで高齢化が進んでいます。

高齢化の進展を見据えて、平成12年に創設された介護保険制度は、介護という視点において高齢者を支える制度として定着してきましたが、団塊の世代がすべて後期高齢者となる平成37（2025）年を見据え、持続可能な制度として維持していくためには、高齢者が要介護状態にならないような取組みが重要になっています。

こうした中で、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で生活を継続していくためには、日常生活における見守りや、支援体制の構築、そして高齢者が要介護状態にならないような介護予防の取組みが重要になっています。

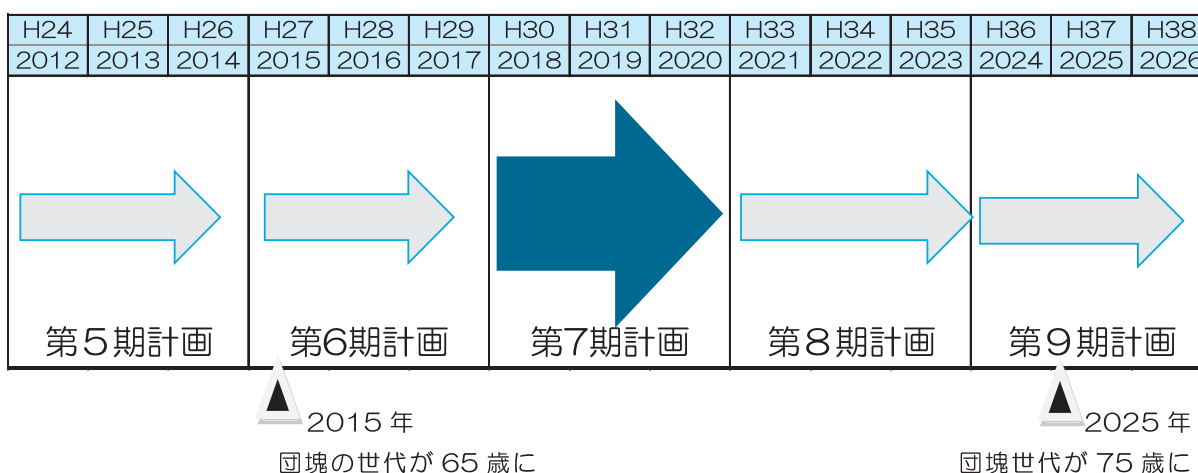
## 2. 計画の根拠及び位置づけ

本計画は、相互に関連性が高いことから、老人福祉法第20条の8に規定する「市町村老人福祉計画（高齢者福祉計画）」と介護保険法第117条に規定する「介護保険事業計画」を一体的に策定するもので、平成37（2025）年を見通しながら高齢者施策のあり方や、介護保険事業の見通しを示すものです。特に、介護保険事業では、中長期的な視点に立った高齢者施策を実施する中で、介護需要や必要なサービス・給付の見通しを推計し、第7期の介護保険料の負担のあり方を明らかにするものです。

### 3. 計画の期間

本計画は、法の定めにより、高齢者福祉計画と介護保険事業計画を一体のものとして策定するもので、団塊の世代がすべて75歳以上となる平成37（2025）年を見据えながら介護保険法の定めに従い、第7期として平成30年度から平成32年度までの3カ年を計画期間として策定するものです。

◆図表1-1 計画の期間と2025年までの見通し◆



### 4. 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、地域の代表者や福祉関係者、医療関係者、被保険者代表、学識経験者からなる「高齢者福祉計画策定委員会」及び「介護保険運営委員会」において審議しました。

さらに、市民の意見を反映させるため、ホームページ等を活用してパブリックコメントを実施しました。

### 5. 計画の進行管理

高齢者福祉計画・介護保険事業計画を着実に実施していくためには、両計画の進捗状況を客観的に評価し、点検する体制が必要です。

本市では、地域の代表者や福祉関係者、医療関係者、被保険者代表、学識経験者などからなる介護保険運営委員会を設置し、委員会の意見を踏まえながら、介護保険事業や高齢者施策全体にわたる進行管理を行っていきます。

◆図表1—2 進行管理◆

